

2021年度 九州大学基金支援助成事業

「海外留学支援事業」(学部・大学院共通 海外留学渡航支援) 募集要項

1. 目的

九州大学の学生が、海外の大学等で学ぶことにより、語学力・コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力・行動力を磨き、異文化に対する理解と国際感覚の醸成を図り、グローバルに活躍できる人材として社会に貢献できるようになることを目的に、海外留学に係る渡航費の一部補助(支援)を行う。

2. 申請資格

- (1) 九州大学の正規課程の学生(学部・大学院生)で交換留学又はダブル・ディグリー取得のための留学が決定した者又は予定している者。
- (2) 当該留学について、他の資金から渡航費の支援を受けていない者。

3. 留学先大学

九州大学が大学間学生交流協定、部局間学生交流協定又はダブル・ディグリー協定を締結している大学。

4. 留学期間

1年以内(ただし、ダブルディグリープログラムについては、その期間)、且つ、2021年4月1日から、2022年3月31日までに留学を開始するもの。

5. 支援対象経費

渡航費(往復航空券代金)

6. 申請方法

以下書類を、電子データにて、所属学部・学府の学生担当係(工学部等教務課)を通じて国際部留学課に提出すること。

【大学間交換留学を行う場合】

- ・申請書
- ・提出書類チェック表

【部局間交換留学、ダブル・ディグリー取得のための留学を行う場合】

- ・申請書
- ・提出書類チェック表
- ・成績証明書
- ・留学先大学等での使用言語能力に関する証明書
- ・受入許可証など、受入期間を証明する書類(申請時に取得していなければ、取得次第提出すること)

7. 申請締切

- ①: 2021年5月28日(金)
- ②: 2021年10月1日(金)
- ③: 2022年1月7日(金)

※留学前、留学中及び帰国後の申請を認める。ただし、申請締切③までに申請のないものは助成対象とはしない。なお、所属学部・学府の申請締切はこれより早い場合、事前に各自で申請締切日を必ず確認すること。

8. 選考方法

所属学部・学府からの推薦に基づき、国際交流専門委員会学生海外派遣（留学）選考委員会の審議を経て、国際交流専門委員会委員長が決定する。
採用決定通知は、締切の翌月を目途に行う。

9. 採用予定人数

50名程度（選考又は予算の都合により採用予定人数を下回ることがある。）

10. 支援額

支援金は、留学先国・地域に応じ、以下の金額を上限に実費を支給する。ただし、予算の都合により支援額上限を減額する場合がある。

- ・アジア地域：上限10万円

（2021年3月現在 アジア地域協定校所在国・地域）

インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、
バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、
ウズベキスタン、ブルネイ・ダルサラーム

- ・アジア地域以外の地域：上限20万円

11. 支援金支給方法

a) 留学前及び留学中に申請し、採用された場合

支援金は2回に分けて支給する。

1回目は渡航した後、支援額上限の50%を一律支給する。

2回目は帰国後の提出書類に基づき支援対象となる往復航空券代金を確定し、その確定額と1回目の支給額との差額を支援額上限の範囲内で支給する。なお、支援対象となる往復航空券代金が1回目の支給額に満たない場合は、その差額について、支給済みの支援金からの返納を求める。

例) アメリカ・ジョージア大学（アジア地域以外の地域）に交換留学し、
支援対象となる往復航空券代金が18万円に確定した場合

- ・1回目の支給：10万円（支援額上限20万円の50%）
- ・2回目の支給：8万円（支援対象となる往復航空券代金確定額と1回目の支給額との差額）

b) 帰国後に申請し、採用された場合

支援金は、帰国後の提出書類に基づき支援対象となる往復航空券代金を確定し、支給手続書類を受領した後、支援額上限の範囲内で支給する。

12. 採用者の義務

①成果報告書（所定様式）、②経理報告書（所定様式）、③領収書等の経費支出証拠書類、④搭乗券の半券（往復分・原本）を帰国後1ヶ月以内に提出

13. 留意事項

(1) 申請書の記入漏れ等、内容に不備がある場合、申請を受理しないことがある。

(2) 渡航費の対象となる航空券については、福岡空港と留学先大学の最寄りの空港との往復において、最も経済的な通常の経路及び方法によるもの（トランスファー・トランジット可、途中降機原則不可。エコノミークラスに限る。）とし、その範囲を超えるものについては、減額調整を行う。なお、旅程は福岡空港発着を原則とするが、諸事情により福岡空港以外を発着地とする場合は、事前に相談のうえ、理由書（様式任意）を提出すること。

(3) 留学先大学への出発時期については、受入許可書等に記載された留学期間（受入許可書等に留学期間の記載がない場合は留学先大学のホームページ等で確認できる授業期間）の始期から概ね2週間程度前を目途とする期間内とする。

- (4) 留学先大学からの帰国時期については、受入許可書に記載された留学期間（受入許可書に留学期間の記載がない場合は留学先大学のホームページ等で確認できる授業期間）の終期から概ね2週間程度後を目途とする期間内とする。
- (5) 海外でのインターンシップに係る渡航費は支給しない。
- (6) 採用者の氏名、学部・学科、学府・専攻、学年は本学ウェブサイト等で公表する。
- (7) 「採用者の義務」を履行しない者には、助成金の返還を求めることがある。
- (8) 本事業は九州大学基金支援助成事業について定めた『支援助成事業における重複申請等の取り扱いについて』（平成25年5月9日基金企画委員会決定）の見直しについて」（平成30年7月10日基金企画委員会決定）にもとづき実施する。
※申請にあたり、重複受給、連続採択の制限に該当しないか確認すること。

※『支援助成事業における重複申請等の取り扱いについて』（平成25年5月9日基金企画委員会決定）の見直しについては以下より確認可能。

https://kikin.kyushu-u.ac.jp/dl/rule_juufuku.pdf

1 4. 問い合わせ先

九州大学工学部等教務課 国際化・留学生係
E-mail : kotkokusai@jimu.kyushu-u.ac.jp